

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助
法 令 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条
法令番号	平成5年法律第52号

【基準】

法第12条の規定による。

(建設に要する費用の補助)

- 第12条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部 を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、 政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

標準処理期間 30日

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年		日	
-------	-----------------	---------	---	--	---	--